

議案第 27 号

八幡浜市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 27 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市漁港管理条例の一部を改正する条例

八幡浜市漁港管理条例（平成 17 年条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第 14 条 市長は、漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第 39 条第 1 項の規定による採取<u>若しくは</u>占用の許可を受けた者<u>又は法第 43 条第 4 項に規定する認定計画実施者（法第 44 条第 1 項に規定する認定計画において法第 42 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第 50 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）</u>から、別表第 3 及び別表第 4 に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、<u>法第 39 条第 4 項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第 14 条 市長は、漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第 39 条第 1 項の規定による採取<u>又は</u>占用の許可を受けた者_____から、別表第 3 及び別表第 4 に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、<u>同条第 4 項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

漁港漁場整備法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

